

福岡市自殺対策総合計画の改定について（案）

「2023 福岡市自殺対策総合計画」は、令和5年度から令和9年度までの5年間の計画となっています。次期計画につきましては、令和9年度に見直しを行い、策定することになります。

また、国においては、令和4年10月に第4次自殺総合対策大綱が閣議決定されており、おおむね5年を目途に見直しを行うとされています。

1 検討部会の設置

自殺対策協議会委員の学識経験者等により専門的見地での意見を伺うため、福岡市自殺対策協議会設置要綱第3条第4項に基づき検討部会を設置いたします。

2 主な検討事項

- ・福岡市の自殺の実態
- ・これまでの取り組みの検証
- ・今後の取り組みのあり方
- ・数値目標 他

3 今後の予定

令和9年	3月	自殺対策協議会（検討部会の設置）
	5月～ 6月	検討部会にて検討
	8月	自殺対策協議会（中間報告）
	10月～11月	検討部会にて検討
	12月	自殺対策協議会（計画案策定）
令和10年	3月	〈パブリックコメント〉
	6月	自殺対策協議会（計画策定）